

※第 5 回協議会 (4/28 開催) 配付資料

跡地に導入する施設・機能の検討に当たっての留意点

これまでの協議会における意見や議論を踏まえ、跡地に導入する施設・機能の検討に当たっては次の点に留意する必要がある。

- 1 教育機関に聞き取りをしたところ、「できれば跡地全体の取得を希望しており、あまりにも取得できる面積が少ないのなら事業参画を断念することも考える。」とのことであった。

そこで、跡地利用の方針を定めるに当たっては、教育機関に提供可能な面積を提示の上で、事業参画の意向を確認する必要がある。

そのため、提示する面積をどの程度にするか議論していただきたい。

面積について事務的に検討してみると、次のようになる。

- 2 「文化ホール・図書館」は、委員の多数意見であることから、少なくとも現時点では、確保することを前提とする。

しかし、現在、同じ機能を持つ安佐北区民文化センター・区図書館が近くにあり、また、耐用年数にも達していないことから、安佐市民病院南館解体後、ただちに新たなものを整備することは、行政上、他の区とのバランスを大きく欠くことになる。

したがって、確保するものは、将来のためのスペースということになるが、現在の区民文化センター・区図書館を前提として考えるならば、これに必要な面積は、大まかには約 7,000 m² (駐車場を含む。) と見込んでおり、これに道路等敷地の約 1,500 m²を加えると、合計で約 8,500 m²となり、残る敷地面積は約 1 h a となる。